

2015年12月

2016年度
京田辺市予算に対する要求書（第一次）

京田辺市長 石井 明三 様

日本共産党京田辺市議会議員団 青木 綱次郎
増富 理津子
岡本 亮一
横山 榮二
西畑 利彦

はじめに

京田辺市の一世帯あたり年間所得は、この十数年、ほぼ毎年下がり続け、2014年度は約347万円に落ち込んだ。にもかかわらず、14年4月には消費税8%への増税が押しつけられ、市民の暮らしはますます厳しくなっている。さらに京田辺市では地価上昇もあり、固定資産税や都市計画税が上昇傾向にあり、市民一人あたりの税額では3年連続で増額している。

2015年度からは老人医療助成制度が大幅に縮小されたことをはじめ、医療や介護など社会保障分野での負担も重くなってきている。この中で市民にもっとも身近な地方自治体である京田辺市が、暮らしを守り良くするために果たすべき役割はかつてなく大きくなっている。

また安倍自公政権は、公然と憲法9条改悪を主張し15年9月には「憲法に反する」と批判を浴びた安保関連法＝戦争法を国民の強い反対の声を押しきって強行するなど、立憲主義を踏みにじる暴走を始めている。他にも「原発」再稼働の強行、TPP交渉での「大筋合意」など、国民の願いに真っ向から反する政治をすすめており、これらの国の悪政に対し毅然とした態度を表明することが重要である。

とりわけ、次の4点で市長が市民の代表として意見表明をすることを求めるものである。

- ①憲法解釈を変更し集団的自衛権行使を容認した2014年7月の「閣議決定」を撤回し、憲法9条に反する安保関連法＝戦争法を廃止すること。
- ②即時原発ゼロ宣言を行い、再生可能エネルギー導入への転換を図ること。
- ③TPP交渉への参加は中止し、直ちに撤退すること。
- ④消費税10%への増税は中止すること。

日本共産党京田辺市議会議員団は地方自治法第2条「住民の福祉の増進を図る」にそった京田辺市の運営を願い、市民のみなさんから寄せられた要求などを基に「2016年度京田辺市予算に対する要求書」をまとめ、その実現を強く求めてここに提出する。

一、平和・安心安全の問題

1. あらゆる国の核実験に反対し、1985年平和都市宣言議会決議・2011年非核平和都市宣言にもとづいて、核兵器の全面廃棄、非核の政府を求める姿勢の明確化、「ヒロシマ・ナガサキアピール」への全面協力、平和行進への協力、戦争遺跡・遺品の保存、展示などを行うこと。
2. 平和都市推進協議会については、公募も取り入れ、広く市民の参加を呼びかけ、平和運動の取り組みを充実させること。
3. 小、中学生広島派遣事業を毎年行うこと。
4. 平和首長会議の取り組みを積極的にすすめること。
5. 有事三法に基づく市町村の協力義務に対し反対を表明し、いかなる形であろうと、戦争への

- 協力を拒否すること。国民保護法に基づく訓練などは実施しないこと。
6. オスプレイ配備撤回を表明し、訓練中止を求めること。
 7. 日米安保条約の廃棄を要求し、日米地位協定の見直し及び、国内の米軍基地の撤去を求めること。
 8. 自衛隊の装備拡張、米軍の肩替わりを止め、軍事予算の「大幅削減」を求めること。また、自衛隊員の募集事務、宣伝などを行わず、式典等への参加も取り止めること。
 9. 祝園弾薬庫の撤去と、その跡地の平和的利用、弾薬輸送経路の公開を求め、市内通過拒否を宣言すること。
 10. 政府に対して、第二次世界大戦や、一連の中国、東南アジア諸国への戦争は、「侵略戦争」であったことを認め、賠償問題を誠実に行い、明確な、「不戦決議」を示すよう求めること。「従軍慰安婦」問題に関して、早期に謝罪と補償をするよう求めること。
 11. 京丹後市・経ヶ岬の米軍Xバンドレーダーの撤去を求めること。

二、憲法・民主主義・人権の擁護

1. 憲法九条改悪については明確に反対し、平和、国民主権、民主主義等の条項擁護、尊重し普及につとめること。「解釈改憲」による集団的自衛権行使に反対すること。
2. 国民の知る権利を踏みにじる「秘密保護法」の撤廃を求めること。
3. 議会制民主主義に反する党利党略の選挙制度導入に反対し、国民の意志が正しく反映する制度を主張すること。また、支持しない政党を支援することとなる「政党助成金」の廃止を求めること。
4. 憲法違反の破防法適用、共謀罪新設に反対すること。また、勝共連合、右翼団体・宗教団体などの反社会的妄動を許さず、ニセ「左翼」・テロ集団等の破壊・不法行為にも厳格な取締りを求めること。
5. 「同和」を理由にした特別対策はいかなる名目であってもすべて廃止すること。「解同」を特別あつかいしたいっさいの施策は中止し、越前駐車場は市の直接管理にすること。
6. 「人権啓発」の名による同和啓発・研修の押し付けは行わないこと。
7. 「日の丸」「君が代」を本市の行事や式典等に押しつけないこと。
8. 警察公安当局や、自衛隊などによる盗聴、盗み撮り、尾行、スパイなど、憲法に違反する公権力犯罪に断固反対すること。
9. 市長は、政治腐敗の元となる企業・団体献金は一切認めず、受け取らないこと。
10. マイナンバー制度は、個人情報危険にさらし、国民にも、自治体・企業にも多大な負担になる制度であり、凍結・中止を求めること。
11. 児童虐待、DV、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、マタニティハラスメントなどの根絶に取り組むこと。

三、災害・事故などから市民の安全を守る

1. 放射線量測定体制の充実、強化をはじめ、原発事故に備え全住民の避難計画を含む防災計画の見直しと放射能汚染対策に取り組むこと。全住民規模のヨウ素剤の備蓄を進めること。

2. 市地域防災計画について、予防、応急、復旧、復興の4点から見直し、改善を進めていくこと。また見直しにあたっては、地域住民の代表なども参加できるようにすること。
3. 避難訓練の充実、「避難勧告」等の情報伝達の見直しなど、避難体制の見直し、強化と災害から市民を守るための取り組みを強めること。
4. 災害から市民の命と安全を守るため、危険箇所の防災工事を急ぎ、災害に強いまちづくりを計画的にすすめること。
5. 府管理河川（防賀川、馬坂川、天津神川等）の河川改修を府へ要望し、大雨などへの対策を強化すること。排水路の整備や、内水氾濫に備えた体制の強化など、水害対策の充実、強化に取り組むこと。
6. 台風、大雨など自然災害により被災した住民へ、迅速かつ十分な支援できるよう、制度の改善などに取り組むこと。
7. 大飯・高浜原発の再稼働に反対し、「脱原発をめざす首長会議」に参加すること。
8. 一定以上の地震による揺れを感知すると、分電盤の電気を自動的に遮断する感震ブレーカーの購入や、設置費用の一部を助成する「感震ブレーカー設置助成制度」を実施すること。

四、消費者、くらしの問題

1. 固定資産税については、地価下落にともなう適正評価に改めること。また、軽減措置を国に要求し、本市の減免も幅広く実施すること。
2. 都市計画税を当面0.2%に引き下げるとともに、調整区域には課税しないこと。
3. 消費税については、「廃止」の基本姿勢を貫き、増税計画に反対し、食料品や生活必需品・関連サービスについて非課税を国に要求すること。
4. 消費者のくらしに直接影響する公共料金の引き上げをしないこと。
5. 地域の振興などのための、市民の自主的な活動を支援すること。
6. 個人・団体を問わず、行政への請願、陳情、要請行動を保障し、その内容を市政に生かし、また、速やかに処理すること。
7. 暮らしの貸付資金の増額（20万円）をはかり、1年を通じて借りられるようにすること。
8. パートタイマーの労働条件の改善、地位の向上をはかるとともに、相談窓口の設置、職能訓練など要望に応じて実施すること。
9. 市民の雇用状況を常に把握し、就労対策を市独自にも強めること。特に若者、高齢者、障がい者に対する相談窓口を設置し、支援を行うこと。
10. 分譲マンションの共用部分（道路、公園、ゴミ集積所、エレベーター等）の固定資産税を減免すること。また、小規模受水槽の定期検査等、マンション問題相談窓口を設置すること。
11. 消費者相談、くらしの生活相談の充実をはかること。
12. 食の「安全・安心」を確保するため、食品への放射能汚染など「食の安全対策」強化を国に求めること。
13. 飼い主責任を明確にしたペット条例を制定すること。
14. 府営水道の基本料金制度について、府へ抜本的見直しと料金の値下げを要望すること。上下水道料金への消費税転嫁は行わないこと。
15. 地方税機構の加入については、抜本的に見直し、市が滞納者や納税者に対して親身な納税相

談を行うこと。

五、福祉問題

1. 介護保険は、誰もが安心して必要な介護が受けられるよう公平な介護認定、介護基盤の充実、安定したヘルパーの労働条件の確立など、運営主体としての市の責務をはたすこと。
また、介護保険を利用しやすいように、施設情報などの周知徹底をはじめ、地域包括支援センターの増設や充実に取り組むこと。
2. 介護保険料及び利用料の引き下げと、減免措置を拡充すること。また介護保険料滞納者に対する、制裁措置を行わないこと。
3. 市独自の介護者激励金の復活を行うこと。
4. 福祉オンブズマン制度の早期導入を行うこと。
5. 高齢者向き住宅及び、ケア付き公営住宅等の建設をはかるとともに、高齢者施設（特養ホーム・高齢者福祉センター・高齢者グループホーム等）の拡充・建設、運営の指導、援助を行うこと。
6. 市の高齢者向け居住設備改善費補助支給事業と介護保険住宅改修制度との併用を認めること。
7. 紙おむつの支給は、介護施設入所者にもおこなうこと。また、要介護3以上の人を対象に拡大すること。
8. 老人世帯、年金生活者などには、生活の実態に応じ、住民税(固定資産税含む)、国民健康保険税、上・下水道料金などの免除制度を導入すること。また、国及び府に対し、積極的に助成を求めること。
9. 65歳以上の市民及び、障がい者には、路線バス市内無料パスの進呈、プールをはじめ、公共施設使用料の無料化を実現すること。
10. 寝たきり者、高齢者、障がい者家族に対し、冬季暖房費用の支給、及び安全器具の補助を実施すること。
11. 高齢者への給食サービス（無料）の回数を希望に応じて増やし、食材補助の増額をはかるとともに対象者の幅を広げること。
12. ひとり親家庭及び寡婦に対する仕事の確保、及び、職能教習、教育費、医療費、公営住宅の入居、住宅費の補助などの充実をはかること。
13. 国に、生活保護制度改悪の中止、撤回を求めること。生活保護基準引き下げにともなう市民の負担軽減に取り組むこと。
14. 生活保護制度の申請に対しては、窓口で拒否することなく、申請・相談に応じること。
また、高齢加算の復活を国へ申し入れること。
15. 京都府の条例に準じ、障がい者、高齢者のまちづくり条例の制定を行うこと。
16. 共同作業所の職員、作業員の待遇改善について援助を強めること。
17. 障害者自立支援法の「応益負担」を止めるよう国へ申し入れること。
18. 障がい者デイサービス、ショートステイ、グループホームの基盤整備を行うこと。
19. 難聴者対策として、公共の場への磁気ループの導入を進めること。また携帯型磁気ループ貸出事業の周知に取り組むこと。
20. ボランティア活動者の身分、権利の擁護、事故・災害の補償、学習・技能の向上の支援等、

財政面、行政面の援助を強めるとともに、提供者と受ける人の仲介者を増やすこと。

21. 療育施設を独自の施設として整備をすること。また、療育教室の相談員は正規職員とし、体制の充実をはかること。
22. 福祉タクシー・ガソリン利用券の拡充をはかること。
23. 国が全額国庫負担の「最低保障年金制度」を創設し、無年金者や、低額年金者をなくすことを国に強く要請すること。
24. 市の責任において、すべての子どもに豊かな保育を保障し、保育所定員の拡充に取り組むこと。
25. 保育内容の充実と、夜間保育についても要望に基づき実現すること。また、希望者全員が入所できるよう、正規職員を増やし体制を整えること。
また保育料の引き下げに取り組み、住民税非課税世帯の保育料は免除すること。認可外保育園利用料への軽減措置を導入すること。
26. 保護者の就職活動中から保育所入所できるように、配慮していくこと。
27. 病児保育を拡充していくこと。
28. より豊かな保育所給食を提供するため、地元農産物の利用拡大、放射線量測定した安全な食材を使用すること。
29. 地域の子育て活動（出産前～6才）に対し、人材、財政、施設面での支援、相談会や交流会等おこなうこと。また、第三子から、出産、入所、入学時に祝い金を支給すること。
30. 小学校区ごとに児童館を設置すること。現在の児童館の時間延長や日曜開館等改善すること。
31. 盲導犬を所有するには、飼育費用など経済的負担が重い。盲導犬に対する医療費や飼育費用などの助成制度をつくること。
32. 介護訓練支援用具の一覧表に、盲導犬を扱うための必要な犬具（首輪・ハーネス・盲導犬表示プレートなど）を、支援対象に入れること。

六. 保険・医療問題

1. 「後期高齢者医療制度」は直ちに廃止するよう政府に求めるとともに、70才から74才の医療費窓口負担2割への引き上げの撤回を求めること。低所得者への保険料の減額、免除制度を作ること。同意のない年金天引きは止めること。資格証明書の発行はしないこと。
2. 京都府の老人医療助成制度（マル老）の利用について、本人負担を1割とし、所得条件を14年度までの条件に戻し、対象年齢を74歳まで対象をひろげるよう求めること。
3. 公的総合病院の誘致をはかり、市民の保健医療体制を充実させること。
4. 連続する医療保険制度の改悪に反対し、健康保険本人10割給付の復活、老人医療費の「無料化」を国に要求し、入院給食費と差額ベッド料の無料化をはかること。当面、障がい者、乳幼児、老人については早急に実施すること。
5. インフルエンザ予防接種の助成制度を拡充すること。
6. 高すぎる国民健康保険税を引き下げ、条例にもとづく減免制度の拡充に取り組むこと。
また、医療費の一部負担金減免制度、傷病手当の充実及び、著しく収入が減った時等の特別減免の拡充を行うこと。資格証明書、短期保険証発行はしないこと。
7. 特定健診、特定保健指導について、保険予防活動を後退させないこと。また特定健診の内容の充実、75才以上の人間ドッグ補助を引き続き行うこと。

8. 公的負担による妊婦検診の拡充をはかること。
9. 不妊治療の助成拡大を図ること。
10. アレルギー、難病患者に対して関係機関に対策を求めるとともに、その治療等に公的支援の拡充を図ること。また、除去給食の実施や食材の確保、保険外治療に助成を行うこと。
11. ねたきりの方や障がい者が自宅で歯の治療ができるよう、訪問歯科治療体制を確立すること。
12. 障がい者医療の無料化を、当面3級まで引き上げること。
13. 健康保険でより良い入れ歯が作れるよう制度改正を要求すること。

七、農業の振興

1. 農地が持つ「水源涵養」「国土や環境の保全」「文化の伝承」など、農業の有する多面的機能を生かした施策をすすめること。
2. 米価下支えや備蓄制度の改善、ミニマムアクセス米の輸入中止、セーフガード、稲作経営安定対策の改善など、米政策の転換を求めること。
3. 規模拡大と効率最優先の新政策の方向ではなく、兼業を含む家族経営の維持、発展、集団化、共同化の取り組みに対する助成、その他総合的振興対策を講じること。
4. 「安全で豊かな食料を日本の大地から」の立場を堅持し、低農薬、有機栽培を奨励するなど、生産者、消費者ともうろう「産直」「朝市」などを支援すること。
5. 輸入食品の検査体制の強化、食品添加物の縮減を関係省庁に要求するとともに京田辺市内の食品の安全性を高める取り組みをすすめること。
6. 耕作放棄地（遊休農地）の解消や、食糧自給率の向上に努めること。
7. これからの農業は、広く市民が参加でき、多様なニーズに応える市民農園の拡大等、農業体験できる場の拡充と、仕組みを確立すること。
8. 農業後継者や退職後高齢者の農業就業者には、無利子、長期の経営資金の提供、就農奨励金の支給、及び経営、生産技術の習得など「経営維持対策」を確立すること。
9. 特産物育成のための補助金、奨励金の増額、技術援助や産地育成を進めること。
10. 地産地消を一層進めるためにも、生産者と消費者を結ぶ直売場の支援を多面的に講じるとともに、農業を市の主要産業と位置付けること。
11. 国・府に準じ中山間地対策を講じること。
12. 緑の保全、防災機能などの役割を果たす生産緑地や市街化区域内の農業に対する支援を強化すること。
13. イノシシ、アライグマなどの有害鳥獣対策を講じること。また、早期に自衛隊祝園弾薬庫周辺をイノシシ防護柵で、完全に囲むこと。

八、地域経済の発展

1. 公契約条例を制定し、大企業の下請けいじめの防止、仕事の確保など下請法にもとづく業界指導を行うこと。また民主的規制など、その力にふさわしい社会的責任を求めること。
2. 中小零細業者の実態調査に取り組み、地域経済の活性化振興をはかるため「中小企業振興基本条例」を制定すること。

3. 悪徳商法の危険性を広く知らせるとともに救済窓口を設置すること。
4. 長期化する不況対策のため、市独自の低利融資制度を創設すること。さらに利子補給制度の継続と充実を行うこと。
5. 無公害企業、市民に役立つ企業の誘致を進め、若者、高齢者、障がい者、女性を含め地元雇用確保に努めること。
6. 大型店の出店を規制する「大型店出店規制要綱」を制定するとともに、消費者及び地元業者と結びついた魅力ある商店街づくりを進めること。
7. 住宅リフォーム助成制度を復活し条例化すること。また、市内の事業主が、店舗の改装や店舗等で使用する備品の購入に対して、その費用の一部を助成する「商店版リフォーム助成制度」を実施すること。
共同施工や技術等の援助を行うこと。事故等の「休業保障制度」を制度化すること。
8. 市が発注する公共事業の入札は、①談合しにくい仕組み、②高値安定を防ぐ仕組み、③透明性・公平性を高める仕組み、④工事品質を確保する仕組み、⑤入札事務の省力化等を考慮した入札制度改革をすすめること。
9. 市の行う公共事業は、地元企業への発注を拡大すること。特に中小零細業者への小規模修繕工事希望者登録制度を創設すること。
10. 国や府などが行う公共事業についても、地元で充分仕事がまわるよう要請し、分離・分割発注、共同受注等、地元業者優先を貫き、業者に技術研修を実施すること。大手企業には下請け業者に技術、資金面で援助するよう指導をすること。
11. 中小企業で働く労働者のために、退職金制度（中退共・建退共）や福利厚生制度を充実するよう企業に働きかけ、実施への援助をすること。
12. 中小企業・商工業者の人手確保、後継者育成の相談や対策に応じること。
13. 中小商工業者への課税、徴収等の税務行政にあたっては、納税者の権利を尊重すること。
14. 企業内におけるあらゆる差別（男女、思想など）をなくすため、市内業者の指導を行うこと。
15. 外形標準課税制度は、利益の有無に係わらず課税され、消費税に加えて地域経済を一層冷え込ませるものであり、国に対して反対の意思を表明すること。
16. 市内の事業者には雇用を増やすように申し入れること。

九、教育問題

1. 京田辺市の教育について、憲法の平和・人権・民主主義の原理に立脚した教育をすすめ、教育内容、方法への国・府の不当な介入は行わないこと。体罰はいつさい行わず、一掃すること。
2. いじめ問題の克服に努めるとともに、不登校問題への指導、援助体制を強化すること。
3. 詰め込み、競争主義の教育を止め、すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめること。全国一斉学力テストに不参加を表明し、テスト結果公表は行わないこと。
4. 教育委員会の市民への公開をいっそう進めること。
5. 憲法 19 条が保障する「思想・良心の自由＝内心の自由」を尊重し、「日の丸」「君が代」「愛国心」の強制、押し付けをしないこと。
6. 「非核平和都市宣言」のまちにふさわしい内容のある「平和教育」をすすめるため、小学校の

就学旅行を「広島平和学習」にするよう検討すること。

7. 幼・小・中学校のトイレの洋式化、悪臭除去等の全体計画を策定し、施設改善をおこなうこと。
8. 小・中の30人以下学級への改善を国に要求するとともに、積極的に少人数学級を実施すること。
9. 特別支援学級については、対象者が一人でも設置、存続するとともに、障がい種別毎の学級設置、バリアフリーの施設整備を行うこと。
10. LD、ADHDなど特別支援教育への人的配置等、支援体制を充実すること。
11. 小学校給食費の引き下げをはじめ、教育費の保護者負担の軽減をはかること。また、PTA会計を教材、備品に流用しないこと。
12. 小・中学校のグラウンド完全整備、中学校のプール建設及び体育館のコンクリート床の改善をすすめること。田辺中・大住中に武道場（第二体育館）を設置すること。
13. 全小・中学校に専任の「図書館司書」を置き、図書は国標準以上に充実させ、学校図書館のデータベース化を行うこと。
14. 学校給食調理業務の民間委託は中止し、自校直営に戻すこと。
15. より豊かな学校給食を提供するため、オープン導入、地元農産物の利用拡大、放射線量測定した安全な食材を使用すること。また、アレルギー児童に対応した除去給食、代替給食の実施、食材の確保を行うこと。
16. 小学校給食と同様に、自校直営方式で、安全で温かくておいしい完全給食を、中学校でも実施すること。
17. 小学生の修学旅行補助を、私学の児童にも拡大すること。
18. 幼稚園の「民営化」、「統廃合」、幼保一元化などは、実施しないこと。
19. 私立幼稚園に通う園児の保護者に対する補助については、所得制限をなくすこと。
20. 中学生の自転車通学は、通学路の整備・安全確保につとめ、交通ルールの徹底をはかること。
21. 通学の安全確保のため、歩道カラー化、ガードパイプ設置等安全対策を実施すること。
22. 住民の学校使用については、誰でもいつでも利用できるよう保障すること。体育館使用などに「有料化」を導入しないこと。
23. 幼稚園での医療と教育が受けられる障害児保育の充実をはかること。
24. 小学校専科教員（音楽・図工・理科・体育・英語）を配置すること。
25. 教職員の超過勤務を是正するため、タイムカードの導入、中学校の「部活動」のあり方を見直すこと。また時間外勤務をしている教職員に対し、医師（産業医）による面会指導を実施すること。
26. 小中学校に「労働安全衛生法」導入を早期に実施すること。
27. 学校栄養士を正規職員として、各学校に配置すること。

十、文化・スポーツ、社会教育

1. 「生涯学習センター」建設にあたっては、「文化ホール」、「郷土資料館」等の機能をもつ複合的施設となるよう、市民参加で推進すること。
2. 南部住民センターの建設を市民参加で早期に行うこと。

3. 中央図書館の図書更新のための予算増額、南部地域分館も早期に建設し、移動図書館の充実をはかること。公立図書館を祝日も開館すること。
4. 学童保育の保育時間の延長を行い、保育料の引き下げに取り組むこと。また、指導員の身分、賃金の保障とともに体制の充実・強化と、保育施設の充実につとめること。
5. 市民参加でスポーツ振興計画を策定し、障がい者スポーツ奨励など全住民のスポーツ活動の振興をはかること。
6. すべての小・中学校グラウンドに、夜間照明をつけること。
7. 団塊世代のマンパワーを活用し、地域の社会教育関係団体の育成、組織化など、指導と援助を強めること。
8. 若者が生き生きと活動し、交流できる施設の建設と、青少年向け事業を幅広く導入すること。
9. 夜間プールの利用について、日曜日も拡大すること。
10. 中央公民館にエレベーターを設置し、バリアフリー化を実施すること。

十一、女性の地位向上に関して

1. 防災会議委員、消防職員について、女性の声が十分に配慮されるよう採用を増やすこと。
2. 働きながら子どもを安心して生み育てられるよう産前産後休暇の完全取得、育児・介護休業制度の改善・拡充及び健康管理等「母性の保護」に対する、条件整備を進めること。
3. 女性の社会進出をすすめる「男女共同参画計画」を広く住民に知らせ、男女共同参画条例を実効あるものにする事。
4. 女性問題に総合的な対処ができるよう女性課を設置し、現「女性交流支援ルーム」の再検討を行ない、女性センターを建設すること。また、女性相談窓口を土・日も開設するなど、拡充すること。
5. 各種審議会や協議会等での女性委員の比率を高めること。
7. 市職員人事は、女性の管理職登用をより積極的に行い、男女雇用差別をなくすこと。
8. 女性の自主的社会的活動をすすめるためにも、各種講演会や集会などを積極的に支援すること。
9. 女子学生の就職差別をなくすよう、企業に要請すること。

十二、環境問題

1. 地球温暖化対策条例を制定すること。自治体が率先して再生可能エネルギーの導入・普及推進すること。
2. 公共施設への太陽光発電設置を積極的にすすめること。
3. 雨水タンクへの補助を新設すること。
4. 東京電力福島第一原子力発電所の事故を受けて、市民の健康不安を解消するため水道水の放射能測定を定期的に行い、引き続き監視・公表すること。
5. 甘南備園のダイオキシン対策を引き続き強化すること。また、汚染実態調査（土壌、水質、植物、人体等）を充実させ、定期的を実施し、必要な対策を講じること。PM2.5についても同様に取り組むこと。
6. 枚方東部清掃工場にかかる諸問題に対し、市民の意見をよく聴取し、枚方市に対して、市民

の安全を確保することを最優先して対応すること。

7. 土採取、埋め立て条例に基づく行政指導の実施は毅然と行うこと。不法投棄の未然防止に全力をあげ、周辺環境への影響調査の実施、水質、悪臭検査など、強力な指導体制を確立すること。
8. 一般・大型ゴミの収集など、清掃業務を安易に民間委託しないこと。また、ゴミボックスの設置など業務の充実をはかり、現場職員の検診を増やし、健康管理に努めること。
9. ごみ回収業務について、粗大ごみ回収や市民によるごみ持ち込みも含めて、有料化を行わないこと。
10. ゴミ問題については、企業責任を明らかにし、ゴミの減量対策（リデュース・リサイクル・リユース）、環境保全、地域美化をすすめ、これらの活動を支援すること。また、家庭生ゴミ処理機への補助増額をはかること。
11. 道路、河川、山林、空地等へのゴミ捨てをしないキャンペーンを強力に実施し、不法投棄は民地、公有地を問わず市の責任で速やかに除去すること。二次公害防止とパトロールの強化も行うこと。
12. 公園内の砂場の衛生対策を講じること。
13. 「空地の除草等に関する条例」を徹底するとともに、道路、公有地等の草刈りを年最低二回はおこなうこと。また、焼却処分に頼らず再利用をはかること。
14. 交通量の多い道路・交差点に、大気汚染測定器を設置し、データの公開をはじめ、対策を関係者（機関）とすすめること。
15. ゴルフ場の薬害防止及び、農薬使用の縮小を指導し、地下水保全対策として検査を続けること。企業の排水口汚染検査も行い、清水づくりに万全を期すこと。
16. 親水性に配慮した河川改修、透水舗装など、総合的な治水・保水対策を進めること。
17. 本市に生息する稀少動植物の実態調査の結果に基づき、保存・保護対策と合わせて、生態系を保護するために外来種の対策を講じること。
18. 下水道の未整備地区の解消をはかること。
19. アスベスト健康被害者の救済について、市民からの相談に対して誠実に対処し、ともに解決に取り組むこと。
20. ゴミ焼却施設甘南備園の建て替え及びゴミ処理広域化にあたっては、全市民を対象にした説明会の実施をはじめ全市民的な合意形成に向けた丁寧な取り組みを行なうこと。また「広域化ありき」の「ごみ処理施設整備基本構想」は見直すこと。
21. 住宅用太陽光発電パネルについて単独で設置する際でも助成すること。

十三、交通・道路問題

1. 山手幹線を早期に全線開通させること。
2. 生活道路の整備をすすめるとともに、既設道路の通り抜け防止・車両減速措置など歩行者安全対策を行うこと。また、通学路では「ゾーン30」指定を行うこと。
3. 歩道、道路の凸凹の改善などバリアフリー化のいっそうの促進と、住民の要望に機敏に対応すること。
4. 「100円バス」やコミュニティバスの導入をはじめ、安価で便利な公共バス路線の整備に取

り組むこと。

5. JR学研都市線の複線化の早期実現を求めること。
6. 近鉄やJRと交差する主要道路の踏切（近鉄新田辺踏切、同興戸はつみ前）の拡幅と、歩行者専用の踏切設置を関係機関へ強く要望すること。
7. 自転車・バイク置き場の開設、管理の充実など駅前広場の整備を進めるとともに、放置自転車の指導、処理は条例に基づき厳格に行うこと。また、自転車・バイク置き場の雨対策及び、盗難防止対策を行うこと。
8. 街灯の設置をすすめること。また街灯の点灯時間についても延長すること。
9. JR大住駅に、エレベーターを設置すること。
10. JR松井山手駅東側ロータリーの拡幅、整備をすすめること。
11. 府道木津八幡線と旧307号の歩道整備を早期に実施すること。
12. 自転車道の整備とカラー塗装を行い、歩道と区別できるようにすること。
13. 市民要望の強い危険個所には、信号機を設置するよう要請すること。
14. 道路及び排水路の安全点検と、必要な防災・安全対策を講じること。
15. チャイルドシート着用について、助成制度を設けること。
16. 「新名神」建設に、反対すること。
17. 京奈和自動車道の通称「100円橋」通行無料化に取り組むこと。
18. 山手幹線同志社口交差点に右折信号機を設置すること。
19. JR学研線の、始発から終電までの運転時間の延長を申し入れること。あわせて公共バスとの連結に考慮したダイヤ編成となるよう申し入れること。
20. 近鉄線の騒音対策（興戸駅南側周辺）に取り組むこと。

十四、市民本位のまちづくり

1. まちづくりは、「仮称市民参加基本条例」を制定し、市民本位を貫き、計画の公表、市民の参加と合意の原則ですすめること。また、行政内容の充実を示す施策を打ち出すこと。
2. 各種審議会、委員会などは原則公開とし、委員の市民公募を積極的にすすめること。
3. 市南部地域のまちづくりを考える懇話会をつくり、府へ寄付された60haの土地活用を市民ぐるみで検討すること。
4. 市の公園（運動公園、森林公園、水辺公園、農村公園等）計画は、市民参加型でとりくむこと。
5. 公園の遊具などの安全点検及び整備をすすめること。
6. 宅地造成及び建設に関する違法行為には、許認可権のある京都府に対し、その是正を強く求め、復元を含む厳しい対処をすること。
7. 開発については、新たな災害危険箇所が生じないように地元住民との協議・合意を原則とし、無謀な開発には復元を基本として厳しく指導し、対処すること。
8. 歴史遺産一休寺をはじめ市内の景観保全が必要な地域は、開発規制ができるように早急に取り組むこと。
9. 今後の市営墓地建設について、市民の意見を反映し、共同納骨堂方式等も含めて、建設計画を早急に具体化すること。
10. 新田辺駅前東口周辺について、送迎用自動車の渋滞対策や歩行者の安全確保などに取り組み、

整備にあたっては、地元商店主、市民の意見を尊重して駅東側の活性化を市民参加型で進めること。

11. 新田駅駅前広場に、時計台を設置すること。また、バス・タクシーなどの待合い場所まで通路屋根を設け雨天時での通行を確保すること。
12. 三山木特定土地区画整理事業の終結を前に残された課題の解決を円滑にすすめ、関連公共施設の整備をはかること。
13. 障がい者や高齢者、だれでもが安心して移動できるように、市内全域において全面的なバリアフリー化をすすめること。
14. 松井山手駅周辺に公衆トイレを設置すること。

十五、地方自治の確立・自治体労働者の権利の拡大

1. 地方自治と市民生活の破壊につながる、自治体リストラ、新地方行革指針に反対し、真の地方分権の精神で、自主、自律、公正をつらぬき、市民生活の守り手としての自治の確立につとめること。
2. 市民誰もが参加しやすい「市政懇談会」の開催に取り組むこと。
3. 市の施策については、市民の立場から「政策評価」を行い、事業の効果的な実施につとめること。
4. 国・府が主導する道州制や、押し付け市町村合併には反対すること。
5. 社会保障・教育・農林・土木事業等、一律補助金カットの撤回を要求し、その復元を国及び、府に強く求めること。(国保医療費の引き下げ含む)
6. 地方交付税率の引き下げには断固反対すること。「権限委譲」に際しては、自治体負担にならないよう求めること。
7. 市民の負担となる、使用料、手数料、分担金などの引き上げは行わないこと。
8. 道路占用料、委託料、ゴミ処理費用等、企業からは適正な利用料金を徴収し、財源確保につとめること。
9. 市は職員の声をよく聞き、仕事が出来やすい職場づくりにつとめること。また、「全体の奉仕者」の立場で、親切、ていねい、敏速、確実な事務処理をおこない、市民サービス向上につとめること。
10. 職員採用にあたっては正規職員を増やし、嘱託職員、パート、アルバイト職員の労働条件の改善、諸権利の擁護をはかること。また、正職員希望の長期臨時職員にはその道を開くこと。
11. 情報公開条例の制度にもとづき、あらゆる情報を公開し、委員の公正な選任をおこなうとともに、「オンブズマン」制度の導入をはかること。
12. 政府及び京都府に係る要求事項については、京田辺市より申し入れを行い、その実現に特段の努力をすること。
13. 指定管理者制度の実施にあたっては、「事業評価」を適正に行い、市民サービス・公共性が低下しないようにつとめること。

追伸 緊急なもの、個別要求、新たなものはその都度、申し入れを行います。